

しょうがい 障害のある方 かつ きんきゅうじ 短期入所施設等の たんきにゅうしょしせつとう 利用を支援しています【緊急一時支援】

りょう しえん きんきゅういちじしえん 利用を支援しています【緊急一時支援】

かいごしゃ 介護者（ご家族等）の きゅうびょう 急病 や じこ 事故 などのやむを得ない りゆう 理由により、のこ 残された ほんにん 本人が きょたく 居宅で せいかつ 生活を 維持できない 場合 などの きんきゅうじ 緊急時に、おおよそ 概ね1週間、たんきにゅうしょしせつとう 短期入所施設等の 利用の しえん 支援を受けることができます。利用にあたっては、じぜんとうろく 事前登録が ひつよう 必要になります。

◆事前登録のできる方

まつどし 松戸市にお住まいで、**原則、ご家族等と同居されている方**

以下にいずれかに該当し、緊急時の生活の維持に不安をお持ちの方

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

以下「障害者総合支援法」という。）第4条で規定する身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）の方

② 診断書による認定で障害福祉サービス・障害児通所支援を利用できる方

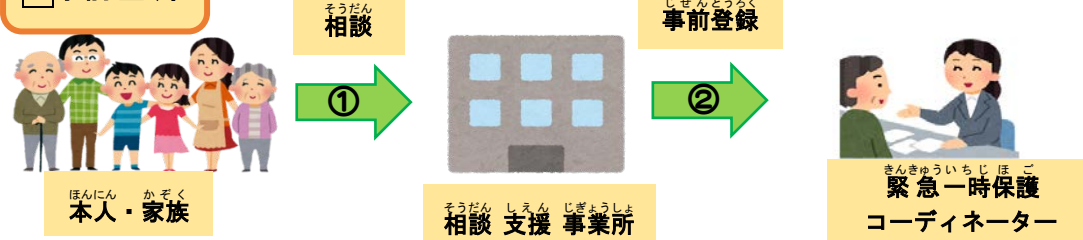
③ 障害者総合支援法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で規定する疾病（指定難病など）に罹患している方

※緊急で短期入所等を利用した場合には、**宿泊料等の自己負担が発生します。**

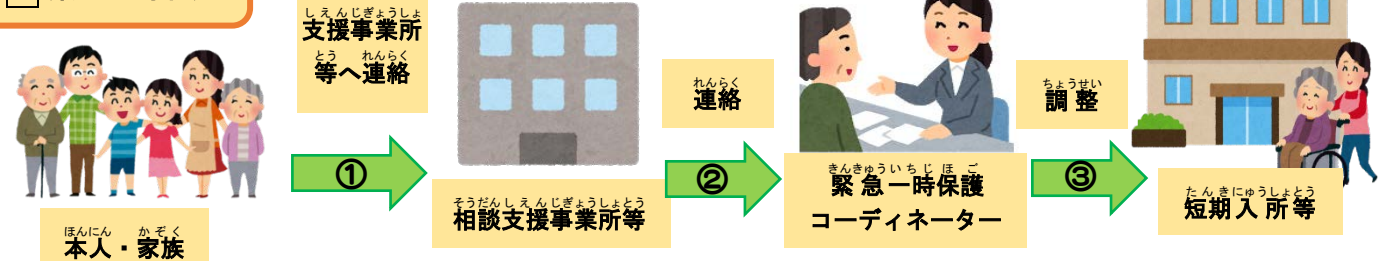
りょう なが 利用の流れ（1⇒2の順になります。）

※65歳以上の方は、介護保険によるサービスをご利用ください。

1 事前登録



2 緊急時利用



① 緊急前支援…事前登録情報を緊急一時保護コーディネーターに提供し、緊急時の支援に役立てます。

② 緊急時支援…緊急時に一時的な受入施設の調整・手配を行います。

③ 緊急後支援…必要なサービス利用など、これからの暮らしのサポートを支援します。

※登録申込者の個別の事情などにより、コーディネーター側で、ある程度の優先順位をつけることがありますので、予めご了承ください。

※事前登録で得た個人情報、松戸市が定める個人情報保護条例に基づき、取扱います。

◆緊急時の定義

1	生命に関わる
2	介護者が不在
3	公共機関等からの緊急的な対応要請



※上記の1~3かつ「代替の手段がない」こと

緊急一時支援の利用に関するQ & A

Q 1 どのようなときに、緊急一時支援を受けることができますか？

介護をしている方が急に不在になるなど、ご本人が居宅での生活を維持できない場合です。

例：家族が緊急入院したため、本人が自宅に1人で残されてしまった。

親族が急に亡くなり、葬儀等の対応により、家族が本人をみることができない。

※緊急一時保護コーディネーターにより、緊急事態の詳細、代替手段の有無等を確認のうえ、緊急利用を判断いたします。事前登録段階で短期入所等を確約するものではありませんのでご注意ください。

Q 2 事前登録の手続きはどのように進めたいですか？

・相談支援専門員がついている場合

担当の相談支援専門員にご相談ください。

・セルフプランの場合

お住まいの圏域の基幹相談支援センターにご相談ください。



本人・ご家族から登録情報を聞き取ったのち、緊急一時保護コーディネーターに情報を提供します。



緊急一時保護コーディネーターから登録情報を基に、本人・ご家族から聞き取りを行います。

Q 3 登録完了後に、緊急事態があった場合には、どこに連絡をすればいいですか？

・相談支援専門員がついている場合

担当の相談支援専門員にご連絡ください。

・セルフプランの場合

お住まいの圏域の基幹相談支援センターにご連絡ください。

※土日祝日や夜間により左記の連絡先につながらない場合には、緊急一時保護コーディネーターに直接、ご連絡ください。なお、緊急一時保護コーディネーターの連絡先は、登録が完了されている方に限り、お伝えしております。

【お問合せ】

(担当地域が分かれていますので、右下のQRコードや松戸市役所ホームページでご確認ください)

中央 基幹相談支援センターCoCo

☎047-308-5028

基幹相談支援センター

小金 基幹相談支援センターおんぷ

☎047-712-2112

常盤平 基幹相談支援センターふれあい

☎047-388-6225

担当地域一覧



基幹相談支援センターでは、障害福祉サービスや、障害についての困りごとの相談も受け付けています